

宇部市プレミアム付商品券参加店舗

募集要項

宇部市プレミアム付商品券事務局

1. 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が減少した市内店舗を支援するため、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行し、買い物等の需要喚起を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

発行総額	9億1千万円（プレミアム分2億1千万円を含む）
プレミアム率	30%
発行セット数	7万セット（紙版6万セット、デジタル版1万セット）
券の種類	共通券：すべての参加登録店舗等が対象 専用券：宇部市内に本社のある参加登録店舗等が対象
1セットあたりの構成	販売価格 10,000円 額面総額 13,000円（うちプレミアム分 3,000円） 商品券1枚あたりの額面は1,000円とし、共通券8枚、専用券5枚の計13枚で1セットとする。ただし、デジタル版商品券については専用券のみとする。
販売期間	令和3年7月5日～令和3年8月31日
利用期間	令和3年7月10日～令和3年12月10日
販売方法	購入予約申込みとし、申込者多数の場合は抽選とする
購入対象者	宇部市内にお住まいの方に限る
購入限度	紙版・デジタル版 どちらか1人あたり2セットまで
利用可能店舗	事前申込み、審査後に参加店舗として登録された市内店舗等

3. 商品券の取り扱いに係る厳守事項

- (1) 商品券は対象となる物品の販売又は役務の提供などの取引に限ること。
- (2) 商品券と現金の交換はしないこと。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないこと。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費が確認できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (7) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負わない。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル）
- (2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの。
- (3) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 電子マネーへの入金
- (6) インターネットや通販などによる買い物に対する支払い
- (7) 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 事業活動に使用する備品や原材料など仕入れにあたる物への支払い
- (10) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (11) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証法（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入。
- (12) 会費、商品及びサービスの引き換え金等代金を前払いするもののうち有効期限が令和3年12月10日を超えるもの。
- (13) 取り扱い店が使用対象外とするもの、または使用を制限している商品。

5. 参加店舗資格

- (1) 参加店舗の参加資格については、市内に事業所または店舗等（移動販売車を含む）がある市が指定する業種の事業者等で、次の事業者以外とすること。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業を行事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
 - ③ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (2) 業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること
 新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）公式サイト
 (<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>)にある、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。
- (3) 下記の宇部市が定める新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じること。

	区分	
全業種 共通	1. 手洗いの徹底・マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・従業員にマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は、配布等に努めている。 ・消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。 ・共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯するなど、衛生管理を徹底している。
	2. ソーシャルディスタンスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。

		<ul style="list-style-type: none"> ・座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないように周知している。 ・対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。
	3. 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動	<ul style="list-style-type: none"> ・3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。 ・扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的に換気を行っている。 ・従業員の休憩室等はできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。
	4. 施設の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。 ・使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。 ・清掃・消毒・ゴミ回収は手袋・マスクを着用し、事後の手洗い・手指消毒を徹底している。
	5. 利用者・従業員の体調管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者で熱がある者は入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行っている。 ・従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。 ・体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。 ・所轄の保健所の確認や来場者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。

- (4) 専用券が利用できる参加店舗は紙版・デジタル版両方を取り扱うこと。
(※専用券は宇部市内に本社のある参加登録店舗等が対象)

6. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 参加店舗であることが明確になるよう、配布する告知ツール（ステッカー、のぼり等）を消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
- (2) 消費者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をすること。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知すること。
なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに事務局に通報すること。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印を捺印することを推奨する。既に受領印があるものは、受け取りを拒否すること。
- (4) 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名（参加店舗受領印）が異なると換金できない場合がある。店舗名が変更になった場合は、直ちに事務局に報告すること。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能である。
- (6) 大量の商品券を一度に使用するなど「第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合には、事務局まで連絡すること。
- (7) 消費者からデジタル版商品券にて支払いを受ける時は、スマートフォン画面に表示される「利用店舗名」、「利用金額」を確認し、「利用しました」の支払い完了の文字表示を確認すること。また、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知すること。
- (8) 宇部市プレミアム付商品券事業の運営に協力すること。

7. 申込みについて

(1) 申込方法

参加店舗に申込みする場合は、この「募集要項」に同意のうえ、以下のいずれかの方法で申請すること。

- ① 宇部市プレミアム付商品券公式サイトから「WEB登録」する。

URL : <https://www.ube-premium-shohinken.com/>

- ② 「宇部市プレミアム付商品券参加店舗登録申込書兼誓約書」をFAXまたは郵送する。

FAX : 0836-34-2380 (宇部市プレミアム付商品券事務局)

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請すること。「WEB登録」の場合、各店舗の登録店情報を「複数の店舗を追加する」より登録すること。「FAX」の場合、各店舗の登録店情報を店舗数分FAXにて送信すること。

送付先 : 〒755-0031宇部市常盤町一丁目3-18 御手洗ビル2階

「宇部市プレミアム付商品券事務局」

(2) 申込期間

令和3年5月25日(火)～11月10日(水)

※店舗一覧の掲載は宇部市プレミアム付商品券公式サイトに掲載する。

(3) 登録手数料無料

(4) 参加店舗の登録

登録店舗は、審査により承認・登録し、宇部市プレミアム付商品券公式サイトに掲載する。審査結果については、宇部市プレミアム付商品券事務局から電子メール又はFAXまたは郵送で通知する。また、店舗に掲示していただく告知ツール(ステッカー、のぼり等)は、後日配布される。

8. 参加店舗の登録の取り消し

事務局は、次のような事由が生じた場合には、参加店舗における商品券受領の有無に関わらず、参加店舗契約を解除することができる。この場合、事務局は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求する。

- (1) 事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下、この項において同じ。)が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「5. 参加店舗資格」の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者が宇部市の信頼を損ない参加店舗契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 宇部市の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - ② 宇部市の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - ③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

9. 換金について

(1) 紙版商品券

- ① 使用済みの商品券を換金するため、参加店舗申込申請時に商品券換金振込口座を指定すること。
- ② 換金請求書に記入し、使用済み商品券半券（大きい方）を添えて、事務局に送付すること。
- ③ 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、参加店舗登録申込書兼誓約書の申込事業者又は参加店舗名）で一括送付をすること。
- ④ 換金請求期限は商品券が事務局に到着した日時とし、令和3年7月10日～令和4年1月31日まで。

* 換金期間経過後の換金には一切応じられないので注意すること。

- ⑤ 換金は月2回の締切日までに事務局に到着した商品券の枚数確認後、月2回の振込日に参加店舗の指定口座に振り込む。

(2) デジタル版商品券

- ① 事務局にて月2回の締切日に商品券利用データを抽出し、月2回の振込日に参加店舗の指定口座に振り込む。
- ② 参加店舗は、事務局から付与する参加店舗専用ログインIDとパスワードを入力し、店舗専用管理画面から利用実績を確認する事ができる。（管理画面の確認には、インターネットに接続出来る機器が必要）

10. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定める。
- (2) 「募集要項」を含むこの事業の取り扱いに追加・変更があった場合は、宇部市プレミアム付商品券公式サイトで周知する。

問い合わせ先 宇部市プレミアム付商品券事務局
〒755-0031宇部市常盤町一丁目3-18 御手洗ビル2階
TEL：0836-34-2388
FAX：0836-34-2380

事務局は、宇部市より業務委託を受けて、
株式会社日本旅行山口支店が運営をしております。